

## アフターケア制度・義肢等補装具支給制度

平成20年4月から、アフターケア制度・義肢等補装具支給制度の一部が変更になります。

### アフターケア制度について

「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

### 義肢等補装具支給制度について

1 「義肢等支給・修理申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

2 次の品目が支給種目に追加されます。

- ① 重度障害者用意思伝達装置
- ② 筋電電動義手

3 次の支給種目について、支給対象者の範囲が拡大されます。

- ① 車いす      ② 電動車いす      ③ ストマ用装具
- ④ 浣腸器付排便剤      ⑤ 床ずれ防止用敷ふとん

4 車いす及び電動車いすについて、付属品が追加されます。

# アフターケア制度

「健康管理手帳更新・再交付申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

現在、健康管理手帳の有効期間が満了した後にも継続してアフターケアを受けることを希望する方(注)や、紛失・汚損等により手帳の再交付を希望する方は、労働基準監督署に申請書を提出していただいておりますが、平成20年4月からは事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

(注)「頭頸部外傷症候群等」のうち、頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛に係る健康管理手帳をお持ちの方については、手帳の更新をすることはできません。

# 義肢等補装具支給制度

1

「義肢等支給・修理申請書」の提出先が、労働基準監督署から都道府県労働局に変更されます。

現在、義肢等補装具の支給又は修理を受けようとする方は、労働基準監督署に申請書を提出していただいておりますが、平成20年4月からは事業場の所在地を管轄する都道府県労働局に申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

2

次の品目が支給種目に追加されます。

## ① 重度障害者用意思伝達装置

まばたき等非常に小さな動作により、「はい・いいえ」等の意思を伝える機器です。重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難な方に支給します。

## ② 筋電電動義手

筋電信号により手先の開閉が可能である義手です。両上肢を手関節以上で失われた方等に支給します。

3

次の支給種目について、支給対象者の範囲が拡大されます。

## ① 車いす

これまで、両下肢の全廃又は喪失により療養（補償）給付を受けている方（入院療養中の方を除きます。）については、支給申請の日より3か月以内に症状固定が見込まれる方を支給対象としていましたが、症状固定の見込み期間の有無に関係なく支給します。

## ② 電動車いす

支給対象者に、「傷病（補償）年金の受給者（療養のために通院をしている方に限りま  
す。）」、「呼吸器又は循環器の障害により、傷病（補償）年金第1級又は障害（補償）給  
付第1級の支給決定を受けた方」等を追加し、その範囲を拡大します。

## ③ ストマ用装具

支給対象者を、直腸を摘出した方から、「大腸又は小腸に人工肛門を造設した方並びに  
大腸又は小腸にできた皮膚瘻から腸内容が漏出する方」に変更します。

## ④ 浣腸器付排便剤

支給対象となる原因をせき髄損傷に限定せず、「用手排便を要する状態又は1週間に排  
便が2回以下の高度な便秘を有する方」に変更します。

## ⑤ 床ずれ防止用敷ふとん（褥瘡予防用敷ふとんから名称変更）

支給対象となる原因をせき髄損傷に限定せず、「神経系統の機能に著しい障害を残す方  
又は両上下肢の亡失若しくは機能を全廃した方」に変更します。

# 4

**車いす及び電動車いすについて、次の付属品が追加されます。**

種 目	追加される付属品
車いす	ステッキホルダー（杖たて）、泥よけ、屋外用キャスター（エア ー式等）、転倒防止用装置、滑り止めハンドリム  （次の付属品については手押し型車いすのみとなります） キャリパーブレーキ、フットブレーキ（介助者用）、酸素ボンベ 固定装置、人工呼吸器搭載台、栄養パック取付用ガードル架、 点滴ポール
電動車いす	ステッキホルダー（杖たて）、屋外用キャスター（エア ー式等）、転倒防止用装置、クライマーセット（段差乗り越え補助装置）、 フロントサブホイール（溝脱輪防止装置）、酸素ボンベ固定装置、 人工呼吸器搭載台、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール

※ 本リーフレットは、アフターケア対象者、障害（補償）年金受給者及び傷病（補償）年金受給者すべ  
ての方にお送りしております。

※ 「義肢等補装具支給制度」の上記2・3・4についても平成20年4月からの改正となります。なお、改正  
後の制度概要については、改めてパンフレットを作成することとしております。

# 都道府県労働局一覧

北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-0023	盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎1号館	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5006
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1620
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	951-8588	新潟市川岸町1-56	025(234)5925
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0259
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第2地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0207
和歌山	640-8581	和歌山市中之島2249	073(422)2176
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	780-8548	高知市南金田48-2	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-0008	熊本市二の丸1-2 熊本合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橋通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)3559

この記載内容又は詳細につきましてご不明の点がございましたら、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。